		日号外	ページ
九八	二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書への締約国の追加に関する件	一四	五
九九	ハイチ共和国における廃棄物管理強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件	一四	五
一〇〇	パキスタン・イスラム共和国における国立保健研究所ポリオ検査室改善計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件	一四	五
一〇一	外国公文書の認証を不要とする条約へのチュニジア共和国の加入に関する件	一五	三
一〇二	円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一五	三
一〇三	千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約への締約国の追加に関する件	一五	四
一〇四	千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約への締約国の追加に関する件	一五	四
一〇五	航空業務に関する日本国とフィジーとの間の協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件	一五	四
一〇六	第二次ニューバガモヨ道路拡幅計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一五	四
一〇七	パレスチナにおける障害児・発達障害児に対する早期発見・治療改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件	一五	五
一〇八	紛失の届出により失効した旅券の告示	一五 53	一八
一〇九	千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書への締約国の追加に関する件	一六	五
一一〇	千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書への締約国の追加に関する件	一六	五
一一一	千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約への締約国の追加に関する件	二〇	三
一一二	千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約への締約国の追加に関する件	二〇	三
一一三	ドミニカ国政府に対する贈与に関する日本国政府とドミニカ国政府との間の書簡の交換に関する件	二〇	三
一一四	アンティグア・バーブーダ政府に対する贈与に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間の書簡の交換に関する件	二〇	三
一一五	太平洋島嶼国における太平洋島嶼国議会能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件	二〇	三
一一六	ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における包摂的な開発と女性のエンパワーメント計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件	二二	三
一一七	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	二三 62	七三
一一八	ガーナ放送協会テレビ番組制作機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二六	二
一一九	リロングウェ無収水削減用機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二七	三
一二〇	食糧援助に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二七	三
一二一	円借款の供与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件	二七	三
一二二	円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二九	二
一二三	コートジボワール国営新聞・出版新社印刷工程及びデジタルアーカイブ機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二九	三
一二四	第二次日本・コートジボワール友好交差点改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二九	四

○外務省、財務省、国土交通省

一	国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表一の項及び二の項の規定に基づき物資を告示する件の一部を改正する告示	七	三

○財務省

五二	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	一 42	一六
五三―六〇	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	八 48	九
六一	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	八 48	一六
六二―六四	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	八 48	一六
六五―六八	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八 48	一六
六九	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	八 48	一八
七〇	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八 48	二〇
		八 48	二一